

利用申請者、葬儀業者の皆様へのお願い
～新型コロナウイルス感染症に関して～
(令和3年1月8日版)

各葬儀事業者
関係者 } 様

令和3年1月8日(改定)
臨海部広域斎場組合 管理者

平素より臨海斎場の運営にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関して緊急事態宣言が再度発令されたことに伴い、感染拡大防止等の観点から、臨海斎場においては下記の対応といたしますのでご協力のほどよろしくお願ひします。

1. 新型コロナウイルス感染症に関係するご遺体について、臨海斎場で葬儀・火葬を希望される場合は**必ず事前にご相談ください**。事前のご相談がない場合は、必要な対応を行えないため、ご利用をお断りすることがあります。
2. 式場等の施設利用に関しては、**利用申請者・葬儀業者の皆様による感染拡大防止のための対応を徹底していただくことを利用の条件といたします**。具体的な対応策については、国・都から示されている方針等に則って対応願ひします。

【例示】

(ア) 会葬者は可能な限り少人数となるようにしてください(火葬立会者も同様)。

(イ) 換気の確保

式場・会葬者控室・遺族控室・火葬待合室利用時における、入口扉、搬入扉、サービス通路側扉の一部開放(なお、臨海斎場1階2階の排煙窓、式場棟・火葬棟風除室自動扉については、当面の間は原則開放状態(外気導入)といたします)

(ウ) 会葬者間の距離の確保

参列時や会食時などに会葬者間に一定の距離(2m程度)を確保

※ 会葬者控室等で飲食される際は、利用申請者及び葬儀業者において、3密状態の回避、基本的な感染対策(エ)の実施等、感染拡大防止策を徹底してください。

※ 緊急事態宣言期間中の酒類の販売・提供は、午後7時までとさせていただきます。

(エ) 基本的な感染対策の実施

手洗い・咳エチケットの徹底、アルコール手指消毒の実施、マスク着用、発熱(37.5℃以上)や風邪症状などがある方は参列を控える など